

NO.

機材調達の手引

(JR東日本版)



平成8年8月

JICA LIBRARY



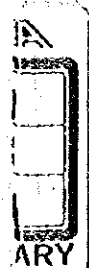
J 1136422 (1)

国際協力事業団
調達部

調管

JR

96-1



はじめに

機材の供与は人と物を組合せ、技術協力の効果をより高めることを目的としており、専門家の派遣、研修員の受入れとともに技術協力の三本柱の一つになっています。この機材供与をより効果的に行うためには、技術協力の目的にかなった機材を選定し、確実に、かつ迅速に目的地まで購送する必要があります。

事業団が実施する機材調達は通常専門家の方々が個人で店頭の物品を購入するのとは異なり、国の会計法に準じて定められた事業団の規定に基づき、所定の手続きを経て実施されています。従って、本文にも示してありますが、機材が現地に到着するまでには相当の期間を要しているのが実情です。

この手引きは機材供与事業がどのような仕組で、どのような手続きを踏んで実施されているかについて、専門家各位のご理解を頂くとともに、円滑な機材調達を実施するために必要不可欠となっております皆様方のご協力を得ることを目的として作成したものです。

内容に、なお不備な点があるかと思われませんが、専門家の皆様方のご意見を頂き逐次改訂していく所存ですので、まずはご一読いただき、機材の申請、引き取り等現場の業務に活用して頂くことを期待しております。

平成8年5月

国際協力事業団
調達部長



目 次

第1章 機材の概要

I 機材の意義.....	1
II 機材の区分.....	1
III 機材調達の業務.....	2
1. 機材の計画・決定	
2. 機材の購入・輸送	

第2章 機材の要請

I 要請書の発出.....	5
1. 携行機材の場合	
2. 単独供与機材の場合	
3. プロジェクト方式技術協力による供与機材の場合	
II 要請機材の仕様書.....	6
1. 仕様明細について	
2. 機材の使用環境について	
III 要請書（A4フォーム）の内容.....	8
IV 要請機材の決定.....	13
1. 携行機材	
2. 単独供与機材	
3. プロジェクト方式方式技術協力による機材	

第3章 機材の購送

I 機材の購入.....	18
1. 仕様の確認	
2. 予定価格の作成	
3. 売買契約	
4. 検収・納品	
II 機材の輸送.....	25
1. 船会社への申込み	
2. 貨物の検量	
3. 航空機による輸送	
4. 輸出通関	
5. 貨物の船積	
6. 貨物の保険	

第4章 機材の引取

I	船積書類について.....	28
	1. 船積証券	
	2. 海上保険証書	
	3. インボイス	
	4. パッキング・リストおよび検量証明書	
II	輸入通関・引取.....	38
	1. 本船の入港通知	
	2. 貨物の荷卸	
	3. 輸入通関	
	4. 引取手続の促進	
III	機材検収調書.....	39
	1. 輸送途上の損害があったとき	
	2. “かし”が発見されたとき	

第5章 機材の保険求償

I	保険の条件.....	44
	1. 保険価格・保険金額	
	2. 保険期間	
	3. 担保する危険	
II	保険求償の手続.....	45
III	機材の再購送.....	46

第6章 機材の現地調達

I	現地調達の予算.....	47
II	臨時会計役について.....	47
III	現地調達の実施.....	48

第7章 機材の管理

資 料：現地調達関連通知

1. 現地調達の当面の実施指針について（平成7年12月26日）
2. 技術協力機材現地調達の実施について（平成7年2月10日）

第1章 機材の概要

I 機材の意義

開発途上国が、国造りのため自国で開発事業を進めるためには、優秀な技術者を数多く養成することが必要です。そのためには、訓練・普及用の機材や設備が不可欠ですが、開発途上国のなかにはこれらが不足ないしは欠如しているため、既存の知識や技術を活用出来ず、また、新しい技術を修得する機会に恵まれない国も少なくありません。

したがって、このような国に機材を供与することは、技術協力を実施するうえから、派遣中の専門家の業務を一層効果的なものとし、専門家の帰国後、相手国側カウンターパートが、業務を継続遂行するうえに、また研修員が帰国後、日本で学んだ知識や技術を効果的に活用するためにも必要であり、その意義は極めて大きいものがあります。

つまり、「機材の供与」は人と物とを有機的に組合せて、技術協力の効果を一層高めることを目的としており、「専門家の派遣」、「研修員の受入」と並んで、欠かすことの出来ない要素となっています。

それだけに供与機材は相手国の社会・経済状況、自然環境、技術水準等十分に考慮し、かつ、有効に活用し得る適切な機材を選定することが肝要です。

II 機材の区分

機材は、大きく「携行機材」と「供与機材」に分けることができます。「携行機材」は、専門家派遣にともない現地指導に必要とされる機材であり、相手国から提供されないもので赴任後業務に緊急に必要なもの等を事業団が購送費または輸送費を負担するものをいい、「供与機材」は相手国から我が国政府に対する公式要請により、また政府間協定にもとづいて無償供与することを前提として、事業団が購送するものをいいます。そして携行機材はさらに購送機材と輸送機材に、また、供与機材は単独供与機材と技術協力プロジェクト供与機材に分けられますが、これらはそれぞれ次のように区分されます。

(注) 機材には、このほか現地調査のため調査団が携行する調査用機材があり、また、青年海外協力隊に係るものもありますが、本手引は長期赴任する派遣専門家用のため本書からは除くこととします。

(イ) 携行機材

a 購送機材：

専門家が現地指導等に必要とするもので、各専門分野に応じた機器、書籍、文房具等で医療協力専門家関係には医薬品を含む。

(調達の根拠：当該専門家からの申請書)

b 輸送機材：

専門家個人が所有する機器、書籍その他で、事業団が当該専門家の技術協力業務に必

要であると認めたものに限る。

(調達の根拠：当該専門家からの申請書)

(ロ) 供与機材

a 単独供与機材

専門家の指導等の効果を高めるため上記携行機材では対応できないもの、あるいは来日した研修員の習得した技術や知識を帰国後活用させるなどのために必要とされる機材で、「単独機材供与事業」により供与される機材。

(調達の根拠：相手国政府からのA4フォームによる要請書)

b プロジェクト供与機材

農林業技術協力プロジェクト、社会開発協力プロジェクト等プロジェクト方式による技術協力の一環として、当該プロジェクト遂行上、試験・研究・技術の訓練・指導・普及等のために必要として供与される機材。

(調達の根拠：相手国政府からのA4フォームによる要請書)

III 機材調達の業務

事業団における機材調達に関する業務は、大きく購送の計画と実施の2つの部門に分けて行われます。専門家からの申請または相手国からの要請を受けた機材につき検討し購送機材を決定するまでの部門と、決定後の機材を購入輸送する部門であり、前者はそれぞれの事業を所掌する事業部（以下「事業部」）が行ない、後者は原則的に「調達部」ないしは「在外事務所」が担当します。この本部で行う業務を概略記せば次のとおりです。

1. 機材の計画・決定

携行機材は、専門家からの申請により、また供与機材は、相手国からの要請により始まります。申請書または要請書を受理（要請書は在外公館を経て外務省を通じ事業団に送られます）すると、携行機材については事業部内で、供与機材については事業部及び関係省庁・機関とともにその必要性、今までの協力実績およびその効果等につき検討を加え、購送機材の品目、数量、仕様明細を決定します。決定後携行機材の場合は直ちに購送手続きを行いますが、供与機材の場合、その前に購送機材の実施計画を作成して外務省の承認を求め、調達部への購送請求はその承認取付け後に行われます。

なお、単独供与機材の場合、上記相手国からの要請に先立ち、機材の要望調査が行われます。この調査は単独機材供与事業の基礎となるものであり、また、調査の中で行われる機材の選定は、専門家の助言が大きく影響するものであるため、第2章の「機材の要請」を参照下さい。

2. 機材の購入・輸送

調達部では、事業部から機材の購送請求を受けると、機材内容・仕様、納期等を検討のうえ購入方法、即ち入札によるか随意契約によるかを決め、当該契約に係る調達の作業に入ります。

特に、機材仕様の確認については、購入後、機材が現地に送られ使用されるとき機材の規格が現地の状況にそぐわないとか、その機能を十分果さない等の問題発生を未然に防ぐことにつながることから重要な作業となっています。

機材の売買契約締結後、納期内に各事業部との共管により機材の検品を行ない、納品完了次第ただちにこれらを仕向先まで輸送する手続を行います。

海送・空送のいずれも機材の輸送業務は、事業団登録の運送業者との運送契約によって行います。機材が船舶あるいは航空機に積込まれると、事業団は、船積書類を整えて外務省を経由して在外公館を通じ仕向先に送付します。この船積書類によって相手国政府実施機関により仕向港での通関手続が行われ、機材が引取られます。

以上が、事業団で行う機材購送業務の概略ですが、各実施段階における細部の取扱いについては、以下順次それぞれの項において記すこととします。

第2章 機材の要請

I 要請書の発出について

1. 携行機材の場合

携行機材については、相手国からの要請書は必要なく、各事業部は当該専門家の申請書により内容を検討し、決定すると直ちに購送業務に移ります。

しかし、長期（1年以上）派遣専門家の場合は、赴任後、現地状況を把握のうえ申請する方が、より適切な機材を選定することが出来ます。

2. 単独供与機材の場合

外務省では、開発途上諸国に置かれている全ての在外公館を通じ、相手国政府の機材供与要望調査を行ないます。この段階では相手国に対して機材供与を約束するものではありません。回収した調査表（「単独機材供与要望調査表」）にもとづき事業団担当事業部とともに、対象各国における過去の供与の実績、協力の背景およびその効果や、要望された機材に対する専門家・帰国研修員との結び付きその他について精査し、案件の決定を行います。これらの案件は機材のCIF価格（輸送費・保険料込の機材価格）により一般案件（1,000万円以上）と小規模案件（1,000万円未満）に分類されます。実施案件が定まると、一般案件については事業団担当事業部は実施計画書を作成し、外務省へ提出します。（小規模案件については外務省が承認）外務省は大蔵省と協議を行い予算の承認を取付けたうえで、案件実施に係る承認を事業団に対して行います。日本側は、この承認を得た案件につき相手国政府から上記要望機材に係る正式要請書を取付けることとなりますが、この実施案件の決定までに、機材の仕様明細書その他につき不明確なものがあるときは、外務省・在外公館との間で文書によりその調査確認を行っています。しかし、最近では要請機材も次第に大型化してきており、内容的にも複雑・高度化の傾向にあるため、文書による調査確認のみでは不十分な場合があり、事業団は外務省と協議のうえ必要に応じて現地へ調査員を派遣し、実施調査も行っています。

3. プロジェクト方式技術協力による供与機材の場合

プロジェクト方式技術による技術協力は、社会開発協力事業、保健・医療協力事業、人口・家族計画協力事業、農林水産業協力事業、産業開発協力事業の5つの柱からなっています。

これらの事業はで、事業団が実施している技術協力の3本柱である専門家の派遣、研修員の受入、機材の供与を統合し、総合的な計画に基づきプロジェクト方式技術協力が実施されています。

この方式による技術協力は、開発途上国から在外公館を通じ日本国政府に要請のあった案件について、それぞれの分野を受けもつ事業団各事業部、外務省ならびに関係各省、

関係機関と協力の可能性につき協議されます。

ここで選択された案件は、事業実施のための準備を整え、要請の背景、計画の内容、相手国の開発計画との関係、現地事情、特権・免除等について事前調査が行われます。

そして、この事前調査の結果に基づいて実施協議調査団が派遣され、具体的なプロジェクトの設置場所、協力内容、協力期間、双方がとるべき措置、特権・免除等につき、相手国政府の実施機関との間で協議を行ってプロジェクトの基本計画を策定し、これら協議の結果を「討議議事録 (Record of Discussion : R/D)」として取りまとめ、署名が取交されてプロジェクトが発足します。

プロジェクトの内容のうち機材供与については、実施協議 (R/D署名) に際し、協力期間中当該プロジェクトの遂行に必要なとされる主要な機材をリストアップし、議事録 (Minutes) の付属資料とする場合もあります。

これら R/D 等に盛られた機材供与基本計画に基づき、通常各年度毎に相手国政府から機材供与要請書 (A 4 フォーム) が提出されますが、プロジェクトによっては全協力期間 (数ヶ年分) の必要機材をまとめて要請する場合もあります。

要請書 (A 4 フォーム) は、相手側実施機関→管轄の中央省庁→援助関係省庁 (外務省・経済協力省等) を通じて正式に日本の在外公館に提出されます。

なお、機材供与要請書の内容となる機材リストの作成については、これら機材の選択、仕様、年次導入計画等がプロジェクト遂行上重要な側面を持っていることを考慮すると、プロジェクト業務の重要な一部となるものであり、当該プロジェクト専門家は、相手国実施機関関係者と事業計画に即して綿密に協議して作成することが肝要です。

また、この協議の過程で、日本から供与する機材と、相手国政府独自の予算により調達する機材 (備品等) を選別したり、輸入規制品目等を除外する等の調整を図ることも重要です。

以上のような流れで日本側へ機材供与の要請がなされ、この要請書 (A 4 フォーム) に基づいて全ての手続が進められますので、事業団では、この A 4 フォームを受理しないことには機材購送手続できません。従って専門家におかれても、相手国政府部内における要請書発出に至る諸手続が円滑になされるよう、側面的に助力することが望ましいと考えられます。

II 要請機材の仕様書

1. 仕様明細について

機材供与要請書 (A 4 フォーム) における機材の仕様明細の作成は、要請元に専門家が派遣されていない場合を除き、ほとんどが専門家の手により、相手国に対する協力という形で実施されているのが実情です。

このようにして作成された要請機材の仕様書 (以下「要請仕様書」という) は、要請書 (A 4 フォーム) の中味として正式要請がなされるようアレンジすると同時に、他方

でその写を事務連絡等の形で事業団事業部にも送付することが望めます。それによって各事業部では相手国政府からの正式要請書受領前に予め機材内容について調査検討を加えることができるからです。そして問題となる点は現地とも連絡をはかるとともに、国内の各省庁その他関係先とも打合せをし、最終的には外務省と実施協議を行ない承認を得た上で、事業部から調達部に機材の購送請求が行なわれます。（プロジェクト方式による技術協力の場合、機材の仕様明細は、毎年年度末に開催されるリーダー会義の為の事前提出資料として各担当事業部ごとに取りまとめしますので、要請書(A4フォーム)に添付する必要はありません。この際提出される機材購送請求書は、専門家が作成した「要請仕様書」に基づき作成されます。従って「要請仕様書」に記載されてくる内容の如何が調達部で行う購送業務の実施に大きく影響してきます。

調達部で購送業務を実施するときは、機材の仕様については現地での要望に応えるよう調査のうえ購入に当たりますが、機材の仕様明細の記載が克明適切であればそれだけ調査の時間を省くことができ、時間的にも、効率の面からも有利となります。従って専門家が「要請仕様書」を作成するにあたってはできるだけ克明適切な仕様明細の記述が望まれます。また、仕様の明細に加えて、機材のなかには特に銘柄の指定を必要とする場合もあり、さらに、国によっては輸入禁止あるいは制限等の取扱いをしているものもあるため、これら必要とする事柄も含め、派遣専門家が「要請仕様書」を作成する際は、十分留意されるよう要望します。なお、仕様書作成の詳細については「機材購送請求にかかる仕様書作成の手引き」をご参照下さい。

2. 機材の使用環境について

機材のうち機器類については、一つの製品についてみても、その使用目的によって何種類もの機種に分かれます。また、使用する場所によっては、これに対する付属品の内容も異なってきます。仕様書に記載されている各機材の明細が、現地での操作運用に当り要求される条件を充たすよう、下記のような事柄についても、その具体的な説明が望まれます。例えば、研究所に送るクリーン・ベンチ、ドラフト・チャンバーなどの機器は給排気の容量がその性能に大きく影響しますが、機器を設置する建物の構造、窓の位置等がわかればメーカーに対し、これに合った機器の選択、ダクトの長さその他の指定が可能となります。実験台や恒温水槽については給排水の配管図も参考となりますし、電気製品については、室内における配置場所、あるいはソケット位置により適当な長さの電源コードを付属させることができます。また、医療機材の精密機器には、重量の大きいものがありますが、これについては、これを支える建物の構造が問題となります。

提出されてくる仕様書には、個々の機材の明細は記されていますが、機材の使用環境までは触れておりません。従って仕様書とは別に、現地の状況に精通した専門家から必要に応じてこれらの事項について事業団に報告願えるならば、調達業務実施に当り、現地での据付け、操作に適合した機材の購送が可能となり、供与の効果を高めることにも

なります。

III 要請書について (A 4 フォーム)

要請書には、機材の使用目的、設置場所、使用電力等についての「機材の背景」、品目、仕様、メーカー名、見積金額等についての「機材の明細」、「供与国との協議事項」機材を使用する「専門家または研修員に関する事」、その他8項目について記載されてきます。これに記載される内容についての概要を図-1の要請書の様式 (A 4 フォーム) に示します。

図-1 要請書様式 (A4 フォーム)

TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN
PROPOSAL

By the Government of to the Government of Japan
for the supply of equipment

- Notes. - (1) This form has been devised for the general guidance of co-operating countries in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of the technical assistance required. The careful completion of this proposal form will avoid much reference back and lead to speedier action.
- (2) The requisite number of copies of the Form A4 duly endorsed by the appropriate Foreign Aid Department of the requesting government should be forwarded to the donor government concerned through the appropriate channels.
- (3) The equipment to be supplied by the Government of Japan will become the property of the requesting government upon receipt of the shipping documents through the Japanese Embassy. Since the equipment is supplied on C.I.F. basis, it is requested that the recipient government will meet-
- (a) customs duties, internal taxes and other similar charges, if any, imposed in respect of the equipment, and
- (b) expenses necessary for the transportation, installation, operation and maintenance of the equipment.

1. Background Information Please describe as concisely as possible the general outlines of the project for which the equipment is required, indicating whether the latter is (a) for use by an expert in the performance of his duties (b) for a training scheme of institution or (c) for a research institution. If either (b) or (c) please say whether the equipment is for the establishment of a new institution or the expansion or re-organization of an existing one (e.g., by the provision of a new department, etc.). The name and exact location of the institution, its approximate cost and the authority responsible for it should be stated. Where appropriate details should be given of the availability of any services required for the operation of the equipment. This would include operation by electricity (i.e. type of current, periodicity, voltage and any variations, phases, frequency etc. and if D.C. is the only current available please give full details), water reticulation or steam gas etc. Details of similar equipment already in use should be given.	
2. Description of equipment required. Please give a full description of each item and general specifications where possible. The manufacturer and estimated cost of each item if known together with details of the proposed end use of item should be given. Where applicable, give details of any special packing or tropic proofing required and indicate whether handbooks or instruction data supplied in English will suffice. If appropriate, please indicate any required priorities or phasing of deliveries and advise whether adequate facilities exist for maintenance and servicing of the type of equipment requested. (If lengthy, detailed lists should be annexed; it would be convenient to have separate annexures for (a) films; (b) books and (c) other equipment.)	
3. Has this equipment request already been directed to any other Agency or country and if so to whom was it addressed and with what result?	
4. Has the list of equipment already been discussed with representatives of the supplying country/ies? If so, please indicate what stage the discussions have reached.	
5. Furnish full particulars in respect of- (a) Consignee; (b) Official to receive documents and enquiries; and (c) Clearing agent at port of entry.	

6. Where equipment is required for use by an expert Please indicate— (a) The country or agency from which the expert has been requested or obtained. (b) His duties and length of secondment (a reference to the relative Form A. 1 will suffice when the expert is being provided by the country to whom the equipment request is addressed). (c) What use is proposed for the equipment when the expert's period of secondment terminates? (d) By what date is the equipment required?	
7. Where equipment is required for Training or Research Institutions Please indicate— (a) Nature and standard of training or research to be undertaken. (b) Total number of students to be accommodated from within the country or from elsewhere in the Region, the qualifications for admission, the duration of courses, and the annual output of trainees. (c) Whether there is already a similar institute(s) in existence in the country. If so, please give details. (d) Whether buildings are already available. If not has construction started and when is it expected to be completed? (e) Whether qualified staff to handle the equipment has been recruited or is proposed to be recruited locally. If not is it proposed:— (i) to recruit foreigners under aid-programmes? (ii) to train locally recruited personnel abroad in handling equipment? (the reference numbers of any Forms A. 1 or A. 2 relating to such requests should be quoted) (f) Taking into account the answers to (d) and (e) above, what is the date by which the equipment is required and the date on which training or research work is to commence. (g) Whether any assistance in drawing up the Scheme has been obtained from outside experts? (Any specialist reports or Government surveys (e.g., Educational Committee Reports, etc.), bearing on the request should be provided if possible)	
8. Correspondence Name, Postal and Telegraphic Address of official to whom correspondence regarding this proposal is to be forwarded	

Signed

on behalf of the Government of

Date:

For use only by Donor Government

Proposal accepted/rejected/withdrawn

on behalf of the Department of

Date:

日本政府による技術協力

機材供与のための、_____政府による、日本政府に対するプロポーザル

- 註 (1) このフォームは協力を行う国々の一般的なガイダンスのために作られたものである。その目的は要請される技術協力の内容について十分な評価を与え得るに必要な情報とデータを提供することである。
このプロポーザル・フォームは慎重に記載されることにより、煩瑣な照会が避けられ、迅速な処理がなされる。
- (2) A 4 フォームの必要な部数が、要請国政府の外国援助担当部局により厳正に裏書きされ、適正な経路を通じて供与国政府に送付されるべきである。
- (3) 日本政府により供与される機材は、日本大使館を通じて船荷証券が受領された時点で要請国政府の所有物となる。機材はC I Fベースで供与されるため要請国政府は以下について負担することとなる。
- (a) 関税、国内税及び必要に応じて当該機材に課せられる他の諸経費。
(b) 輸送、据付け、操作、維持保守に必要な経費。

1. 背景情報

要請機材に係る計画の全体概要を可能な限り詳細に記載してください。

機材につき、次のいずれであるかを明記して下さい。

- (a) 専門家の任務遂行のために使われる。
(b) 要請機関での訓練のために使われる。
(c) 研究機関のために使われる。

もし、(b) または (c) である場合、新たな機関設立のためであるのか、既存の機関の拡張または再編成のためであるのかを明記してください。(例：部局の新設準備のため)。要請機関の名称と正確な場所、そのための概算経費と担当部局名を明記のこと。

また、機材の操作に必要なサービスが得られるかどうかについても明記のこと。これは電力による操作を含む。(すなわち、電流のタイプ、周期、電圧、その他のバリエーション、相、周波数等。なお、直流のみの場合は詳細を明記のこと)。また、水道、蒸気ガスも同様に詳細を明記のこと。これまでに同様の機材が使われたことがある場合は詳細を明記のこと。

2. 要請機材についての説明

全アイテムについて説明してください。可能であれば全体の仕様を明記してください。もしわかればメーカー名、概算経費及び現場での使用についての詳細を明記して下さい。また特別な梱包や熱帯仕様が必要かどうか(納品時の必要形態を)明記のこと。また、ハンドブックやデータ情報は英語版でよいのかについて(必要な優先順位を)明記のこと。要請機材についての保守やサービスのための施設があるかどうかについて明記のこと。(もし長文になるようであれば、詳細リストを別添とすることまた、a. フィルム、b. 書籍、c. 他の機材の別に添付されれば尚可。)

3. 当該機材は既に他の国の政府あるいは機関に要請が出されていますか。もし出され

ているのであればどの国の政府あるいは機関に要請が出されていますか。またその要請に対する回答はどうでしたか。

4. 機材リストについて、供与国側代表者と既に協議済ですか。もしそうであれば、協議はどのような段階に至っていますか。

5. 以下につき、もれなく記入ねがいます。

- (a) コンサイニー（機材送付宛先）
- (b) 関係書類、照会事項宛先担当官
- (c) 通関業者

6. 専門家により機材が使用される場所、以下につき記入ねがいます。

- (a) 当該専門家が要請され派遣された国または機関。
- (b) 専門家の任務及び任期（要請機材の供与先の国の政府によって専門家が配置されている場合はA 1 フォーム添付にて可とする）。
- (c) 専門家の任期が終了する時、機材はどのような利用に付されるのか。
- (d) 機材が必要となる時期はいつか。

7. 機材が研修機関、あるいは研究所で使用される場合、以下につき記入ねがいます。

- (a) 研修あるいは研究の分野と水準。
 - (b) 国内または国外から参加する受講生の人数、参加資格、コースの期間、年間の修了者数。
 - (c) 貴国内に同様の研究（研修）所が既にあるかどうか。ある場合、詳細を明記のこと。
 - (d) 建物は既に使用可能か。もしそうでなければ、建設開始はいつで、完工はいつか。
 - (e) 当該機材を取り扱う有資格のスタッフを現場で雇用しているか、または雇用する予定か。もしそうでない場合、次の予定はあるのか。
 - (i) 援助計画による外国人をリクルートするのか。
 - (ii) 現地で雇用した職員を海外研修するのか。
- （本件要請に関するA 1 またはA 2 の照会番号を引用すること）。
- (f) 上記（d）と（e）に関し、機材が必要となる年月日と研修または研究が開始される年月日を明記すること。
 - (g) 研修（研究）計画の概要作成に当たり、外部の専門家の助力を得たか。
（本要請の基礎となっている、何らかの専門家の報告書または政府の調査（たとえば、教育委員会報告書等）を可能であれば用意すること）。

8. 照会先

本件要請の担当官の氏名、郵便宛先、通信宛先。

署名. . .

. 省（局）担当

日付.

供与国使用欄

本件要請は 受理 / 不受理 / 却下

. 政府を代表して

日付.

IV 要請機材の決定

機材の決定は、前述「要請機材の調査」のところで記したように、外務省、関係省庁等とも協議検討し調査のうえ行われますが、この決定の時期は各事業によって多少異なり次のようになります。

(1) 携行機材

派遣専門家からの機材申請を検討し、内容的にも予算的にも妥当なものと認めたとき。

(2) 単独供与機材

在外公館からの機材要望調査表にもとづき外務省とともに供与の効果その他を検討調査し、案件の選択および当該機材の必要額につき実施計画書を作成し、外務省の承認を得たとき。

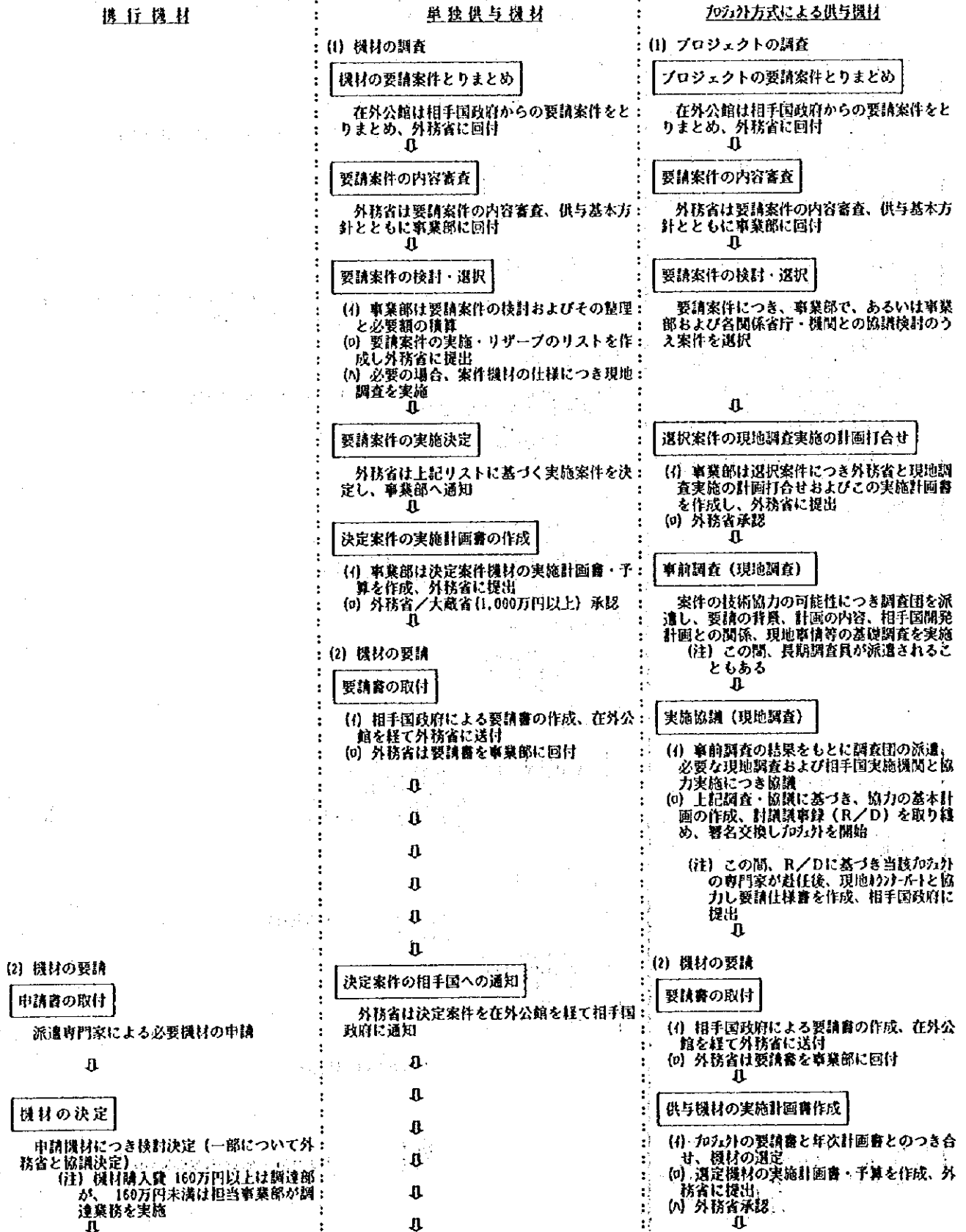
(3) プロジェクト方式技術協力による機材

相手国からの要請書にもとづき機材内容を調査検討し、その必要額につき実施計画書を作成し、外務省の承認を得たとき。

各事業部は、機材の調査・検討に際し仕様の確定、必要額の算出のための資料としてメーカー・代理店等からカタログ、見積書等を取付けていますが、機材の決定と同時に、調査検討を行った要請仕様書に基づき購送仕様書を作成し、機材購送請求書を調達部に提出し機材の購送請求をします。

以上、機材の調査・選定、そして調達部に対する購送請求から現地での機材の引取までの業務の流れを図に示すと「機材購送業務の流れ」(図2)、購送請求書の受理から仕向港到着までの所要日数は(図3)のとおりとなります。

図 2 機材購送業務の流れ



【機材購送所要日数について】

1. 仕様書作成から購送請求までに相当の期間を必要とする理由：
 - 1) 仕様のためが不十分のため、現地照会等に時間を要する。
 - 2) 予算超過のため機材品目、数量の調整に手間取る場合。
 - 3) 特殊な機材であるため設計あるいはシステム化等仕様書作成に時間を要する。
 - 4) 相手国からの要請書 (A471-A) の取付に時間を要する場合。
2. 調達部が購送請求を受理してから売買契約締結までに相当の期間を必要とする理由：
 - 1) 見積書取付の段階で製造中止等、仕様どおりの機材が見当たらないとか類似の品目があり選択に迷うなどで現地への照会に時間を要する。結果的に仕様の不備による場合が多い。
 - 2) 予算超過のため機材品目、数量の調整に手間取る場合。
 - 3) アイテム数、取扱メーカー数が多く見積書取付に時間を要する場合。
 - 4) 参考銘柄以外の同等品の仕様確認に時間を要する場合。
 - 5) 仕様のためが不十分のため、現地照会等に時間を要する。
3. 契約締結から指定倉庫搬入までに、相当の期間を必要とする理由：
 - 1) 受注生産、特注品である場合、納期に時間を要する。
 - 2) 第三国からの輸入品であるために納期に時間を要する。
 - 3) 貿易管理令該当品で輸出許可取得が必要な場合。
4. 輸送に相当の期間を必要とする理由：
 - 1) 受入側が一括引取を希望する場合、最も納期の遅いものに輸送を合わせることになり、結果的に日数を要する。
 - 2) 船便の少ない国への輸送。

(3) 機材の購送

購送仕様書作成

- (1) 事業部では機材の仕様明細の決定および銘柄の指定
- (2) 機材の送付希望時期の指定

購 送 請 求

- (1) 事業部は機材購送請求書を調達部へ提出
- (2) 調達部は購送請求書の内容を確認
(注) 以下、「出航」(4) の項まで調達部の業務、一部事業部との共管

購送請求書の受理

調達部は購送請求書を受理

購入方法の決定

- (1) 機材の内容及び各機材の金額に基づき調達方法（競争入札または随意契約）の決定
- (2) 上記の決定により入札参加者または随意契約相手方の選定・指定

予定価格の作成

- (1) 実例価格の検討、物価資料・積算資料による調査ならびに予定価格作成のための見積書・カタログ等の取付
- (2) 予算または機材の納期等による購送機材の内容調整あるいは変更の処置
- (3) 予定価格の決定

入札会の準備

- (1) 入札説明書の作成
- (2) 入札案件の公告（一般競争）、または入札参加者への指名通知（指名競争）
- (3) 入札説明書の交付、質問の受付と回答
(注) 随意契約の場合は、入札会に代わり随意契約交渉を実施

入札会の実施

- (1) 売買契約の相手方の決定
- (2) 売買契約書の作成打合せ

売買契約の締結

- (1) 機材内訳書と仕様書の照合・確認
- (2) 貿易管理令調書、外国製品調書の取付
- (3) 売買契約書の作成および契約締結
(注) 契約締結後「検査」までの間は①機材の製作過程における監督指導の実施、②納品に際しての検査実施の打合せ、③機材の予定梱包数および予定才数算出の指示等を行う

検 査

- (1) 納品される機材の検査の実施（事業部との共管）
- (2) 納品される機材の梱包検査の実施
- (3) 検査調書の作成
- (4) 搬入倉庫の指定

指定倉庫への搬入

- (1) 入庫報告書の受理
- (2) 入庫、入庫後 および梱包の検査（検査時に行うこともある）

運送契約の締結

- (1) 輸送業者との運送契約の締結
- (2) 輸送業者に対し輸送貨物の船腹の予約および海上保険付保期間等の指示

通 関 船 積

- (イ) 輸送業者に対する通関手及び船積手および簡易通関（無為貨輸出に対する通関手続の特例……詳細後記）申請書交付
(ロ) 輸送業者に対する船積業務進行管理の実施

↓

出 航

- (イ) 輸送業者よりの船積書類の受領およびその照合検査
(ロ) 船積書類一式の在外公館（仕向先）への送付（事業部所管）
(ハ) 仕向先に対する船積完了および陸揚港到着予定日時の通知（事業部所管）

↓

陸 揚 港 荷 卸

↓

(4) 機材の引取

通 関 手 続

- (イ) 仕向先（事業団在外事務所、相手国政府関係機関等）における機材の通関および引取、仕向地までの輸送促進

- (ロ) 相手国への所有権の移管

- (ハ) 仕向先における開梱、機材の検収および検収調書の作成

- (ニ) 機材の据付、稼働

- (ホ) 検収により欠品・破損のある場合は、保険求償手続（調達部所管）

陸 送

開 梱

検 収

検 収 報 告

保険求償手続

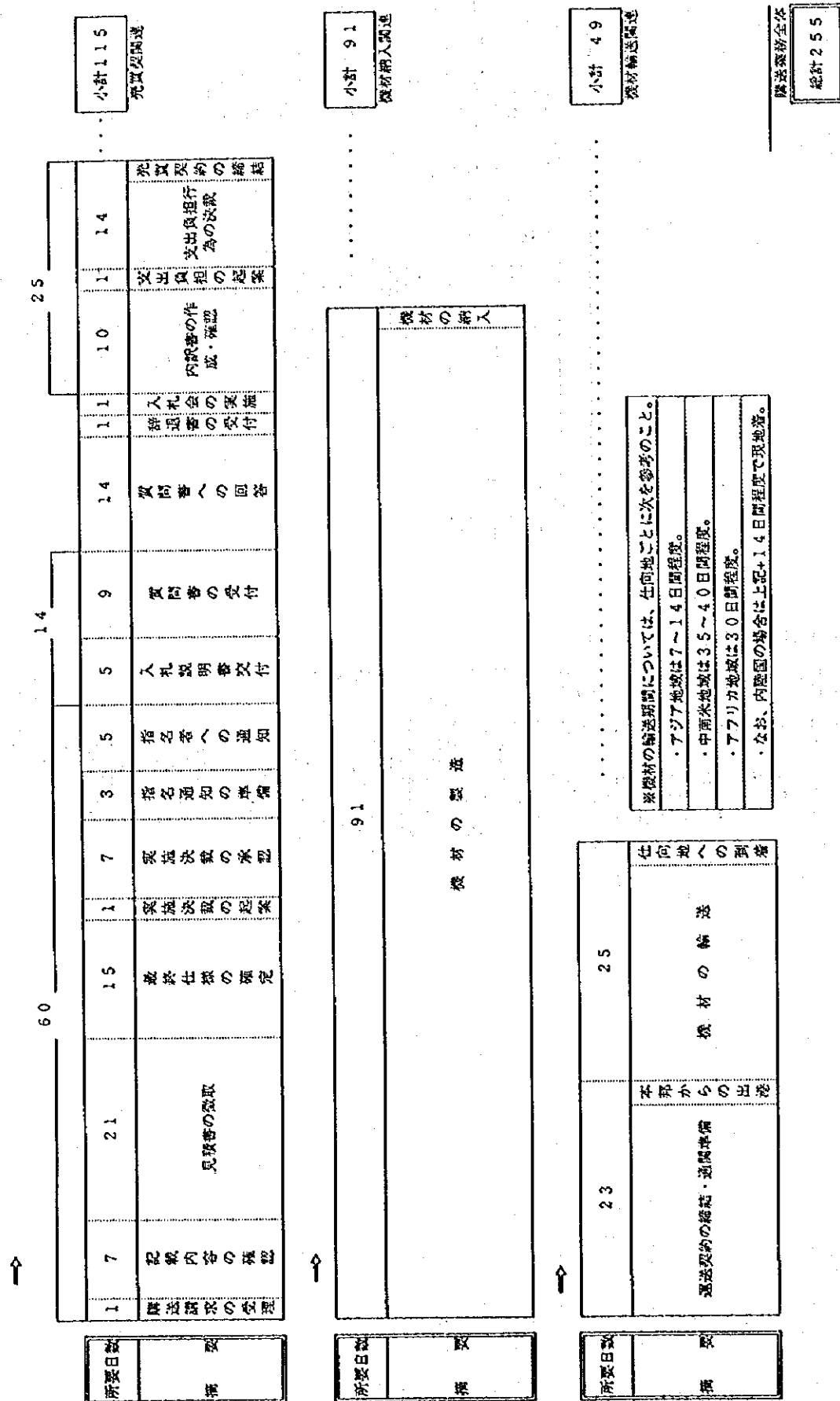
★ 機材購送所要日数を短縮させるための方策：

- 機材購送に相当の期間を要する原因・理由を上記のとおり段階別に述べましたが、これらのマイナス要因を取り除くことによって購送期間をかなり短縮することができます。

機材の選定・要請にあたっては、次の点に配慮して下さい。

- 1) 機材仕様書の精度が高いこと …… 使用目的を明確にすること、カタログ等の機材選定のための材料を十分盛り込んでおくこと。（使用目的が不明確なため、付属品等を含めた仕様内容が曖昧な物がある。）
- 2) 相手国からの要請書を早期に取付けること …… 必要に応じ、現地専門家等が相手国政府に対し働きかけること。
- 3) 予算の枠内に納めること …… 予算超過の場合の対応策として、機材の必要度に応じて優先順位等をつけておくこと。
- 4) 特注品は極力避けること …… 原則として、一般的な機材（汎用製品）を選定すること。（一般的な機材であっても輸出仕様であり、多くが受注生産であることに注意）

図 3. 機材購送業務の所要日数 (指名競争入札)



第3章 機材の購送

調達部では、事業部から機材購送請求書の提出があると直ちにその購入輸送の手続きに入ります。この時点から機材が現地で引き取られるまでは、派遣専門家にとって直接関係するものではありません。しかし、この間に行われる事務手続きの中には、購入契約および納品時の検査、また、輸送における船積書類や貨物に対する損害保険については、機材の引き取りの際、あるいは保険求償の場合に関連があり、また、機材を現地調達する場合の参考にもなりますので以下、実施の順に概要を記しておきます。

I 機材の購入

機材の購入は、大別すると仕様の確認、予定価格の作成（購入予定額の算出）、売買契約、機材の検査および納品に分かれます。

1. 仕様の確認

仕様書は当該機材に求められている基本的な性能・機能を規定する重要な資料となります。従って、調達部では要請された機材が確実に購入できるよう、同等品調査等を含めその内容確認を行います。

2. 予定価格の作成

予定価格作成の目的は、機材の購入額が予算を超えることはないかの検討および適正かつ有利な価格での購入ということにあります。予定価格の作成は、機材購送請求書に添付されている購送仕様書をもとに各機材の内容を十分に把握し作成されます。

3. 売買契約

(1) 調達の方法

契約の締結を確実かつ有利にするためには、契約相手方の選定が適切に行われることが必要です。事業団は、契約の相手方として最適の者を次の方法により選定しています。これらの契約方法は機材の内容、契約予定金額等によって決定されます。

(イ) 一般競争入札……入札に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式によります。（事業団では競争参加者は事業団へ登録している者を資格要件のひとつとしています。）

事業団の会計規程では一般競争入札によることを原則としております。

(ロ) 指名競争入札……資力・信用その他について適切であると認められる者の中から一定数の者を選んで競争させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式によります。

(ハ) 随意契約……契約の主体が競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式によります。

(2) 契約の締結

競争入札実施の結果落札者が決まったとき（落札金額が予定価格の範囲内であったとき）、また、随意契約で相手方から契約金額について合意を得たとき（合意金額が予定価格の範囲内であったとき）、これを契約の相手方と決定し売買契約を締結します。契約書には、購入機材の内容、購入金額、納期、納入場所、また、検査、梱包、納品についての方法およびこれらの実施に当たっての責任、さらに問題があったときの処理等について取決めが定められます。

4. 検査・納品

(1) 検査

検査には、製品検査と梱包・ SHIPPING・マークに対する検査があり、次のように行われます。また、検収に付随して機材がわが国からの供与物品であることを表示する供与主体の明示もこのとき行われます。

(イ) 製品検査

契約が成立し納期が近づくと納品に先立ち製品に対する検査を行います。また、特注品などの場合は、製造過程において材質その他についての検査も行います。検査は、機材が品質、規格、性能、数量等について契約したものと相違ないかどうかの確認のため行うもので、その実施には細心の注意を払います。主な検査項目は図4及び5のとおりです。

(ロ) 梱包・ SHIPPING・マーク検査

a 梱包検査

梱包には次の条件を充たすことが必要とされています。

1. 輸送条件に適応する堅牢な包装であること。
2. 取扱上便利な重量、容積、形状であること。
3. 各個の重量、容積を平均化し内容品が動揺しないようにすること。
4. 荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
5. 仕向地および経路の気候、風土に適すること。
6. その他

そして、梱包検査もこの条件に沿って行なわれます。具体的には機材が梱包されるときに、機材の個々について内装、防水防湿および緩衝のための内装ならびに外装木箱の材質、留金および外形などについて検査します。

b SHIPPING・マーク検査

ケースの SHIPPING・マークは、運送の便宜上他の貨物との区別を明瞭にさせる目印ともなり、また貨物の積揚げ積卸しのとき、船積書類との照合の際の荷さばきの便宜に役立てるものであります。供与機材の SHIPPIN

グ・マークは購送請求仕様書に指定されているとおりですが、この各マークの名称およびその表示位置等を例をもって示すと図6のとおりです。

c 供与主体の明示

これは機材の検査に直接関係はありませんが、機材がわが国から供与されたものであることを明示するため、検査終了時それぞれの機材に対し用意された指定の銘板を貼付することになっています（図7）。

図 4 立会検査記録様式（一般機材用）

様式第2号

立会検査記録（一般）

16

件名：

検査年月日		年 月 日		検査場所	納入者会社名		
検査品目							
数 量							
銘 板	型 式						
	製造番号						
	製造年月						
	電 源	V(トランスの有無)					
		Hz					
	プラグの型						
特別仕様							
品質・性能							
特記事項 (梱包方法等)							
同梱及び提出資料	カタログ (英, , 和文)						
	取扱説明書 (英, , 和文)						
	パーツリスト (英, , 和文)						
	試験成績書 (英, , 和文)						
	図面その他						
搬入予定日							
搬入場所							
ケース数, ケースナンバー							
検査所見							
立会者氏名 (自署又は検印)		納 入 者			製 作 者		

図 5 立会検査記録様式 (車両用)

様式第3号

立会検査記録 (車両)

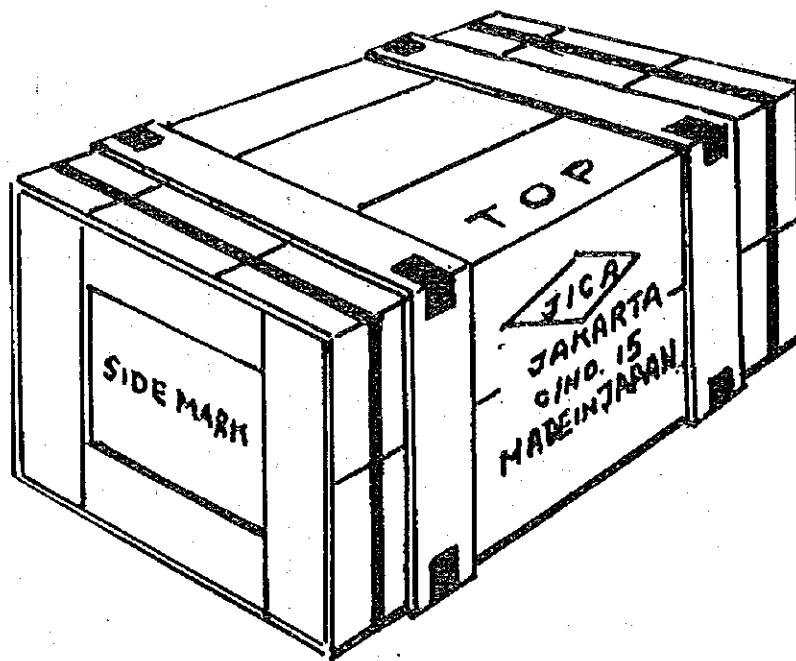
件名: _____

検査年月日			検査場所			納入者会社名		
検査品目						確認	検査内容 1. 左の確認 2. 品質 3. 規格 4. 性能 5. 数量 6. 走行機 7. 梱包 8. マーキング 9. 輸送順序確認 10. その他	
型式			人乗					
フレームNo								
エンジンNo								
キール&個数	うち 個持ち帰り							
特別仕様								
予備タイヤ	本	カラー						
ハンドル	右	左	文字 (ペインティング) 有 無					
盗難防止用の処置を講ずる (予備タイヤ、バックミラー)			未 済					
梱包がJIS規格による輸出梱包 密閉木箱 (極力まとめて梱包する)			梱包数	ヶ				
〈提出資料〉			同 梱 用	JICA提出用		検査所見		
カタログ (英, __, 和文)								
パーツブック (英, __, 和文)								
オーナーズマニュアル (英, __, 和文)								
リペアシャーナー (英, __, 和文)								
リペアエンジン (英, __, 和文)								
試験成績書 (英, __, 和文)								
〈搬入予定日〉			〈搬入場所〉	〈給積予定日〉				
〈備考〉								
立会者氏名 (自署又は検印)	納入者				製作者			

JICA検査職員名

④

図 6 木箱密閉の梱包図及び SHIPPING・マーク



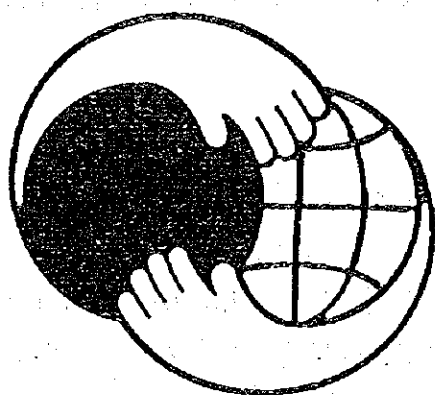
(SHIPPING・マーク)	(名称)	(表示配置及び色)
(イ)	主マーク	
(ロ)	(MAIN MARK)	両側面中央 黒色
(ハ)	仕向地マーク	〃 〃
(ニ)	(DESTINATION	
(ホ)	MARK/PORT MARK)	〃 〃
(ヘ)	梱包番号	〃 〃
(四)	(PACKING NO.)	
(仏)	原産地マーク	〃 〃
(中)	(COUNTRY OF	
	ORIGIN)	
(*)	サイドマーク :	両横面中央 赤色
	TECHNICAL COOPERATION BY	
(西)	THE GOVERNMENT OF JAPAN)	
	(COOPERACION TECNICA POR	
(仏)	EL GOBIERNO DEL JAPON)	
	(COOPERATION TECHNIQUE PAR	
(中)	LE GOUVERNEMENT DU JAPON)	
	日本国政府技術合作	

図 7 供与主体の明示

JICAマークと組み合わせる場合の使用方法：

JICAマークとの組み合わせは、下の規程に従って正確に組み合わせ、再生して下さい。（平成8年度から実施予定）

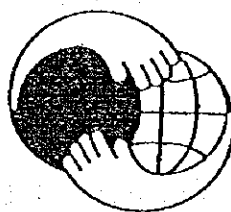
●縦組みの場合の組み合わせ規定



JAPAN
Official Development Assistance



●横組みの場合の組み合わせ規定



JAPAN
Official Development Assistance



II 機材の輸送

機材の輸送は、貨物即ち梱包された機材（以下この項および次章「機材の引取」において「貨物」という。ただし同章 III「機材検収調書」の項を除く。）が当事業団の指定倉庫に搬入されたときから始まります。そして、それから通関、船積み、出航、海航を経て陸揚港での貨物の荷卸しで終わりますが、このほか仕向先が内陸国にあるときは、陸揚港での荷卸し後、仕向先までの内陸輸送が加わる場合があります。この輸送実施のための手続きは貨物積み込み本船の確保および船会社への申込み、貨物の検量、税関への申告および検査、本船への積み込み、貨物海上保険の契約そして最後に船積書類の整備となります。

これらの輸送業務は事業団と運送会社との契約に基づき以下の順で実施されます。

1. 船会社への申込み

機材購入契約の納期が近づくと、納入予定日に合わせ、その頃に入出港する仕向港までの貨物船を選定します。そして、この本船の所属する船会社に船名、貨物の品目及び数量、出航予定日、船積地、荷卸港等を記入した所定の様式（Shipping Memo）を提出し、積荷の承諾を得ると船腹の予約が成立します。空送の場合は、貨物便に対する予約が行われます。

2. 貨物の検量

貨物は、ほとんどの場合船積港の保税地域倉庫に搬入されますが、ここで税関の輸出検査を受ける前に貨物の検量が行われます。検量は、日本海事検定協会に依頼して貨物の重量および容積を検定（検量）し、その証明書（重量・容積証明書：略称「検量証明書」）を受けます。空送の場合この検量は航空会社によって行われ、その重量がAirway Billに記入されるため検量証明書は必要としません。

3. 航空機による輸送

温度管理を必要とする薬品や緊急に送付する必要がある機材、あるいは、軽量なもので費用等からみて空送が合理的であると考えられるときは、航空機で輸送することがあります。

4. 輸出通関

通常外国貿易における税関への申告は、その輸出内容および輸出品が管理法（「外国為替及び外国貿易管理法」法律第228号昭24.12.1）その他の法令に定める規則に違反していないか、また、輸出秩序を乱すおそれはないかについて税関の検査を受け、その承認を得るために行われます。また、これに先立ち国際的な安全保障確保等の観点から輸出貿易管理令や外国為替管理令に定められた機材や設計、製造使用に関する

技術は通商産業省に対して輸出許可の申請を行い許可を取得する必要があります。通関手続きは通関業法に定められた海貨業者（海運貨物取扱業者）が行うことになっており、検査の申告は原則として貨物船積みの48時間前に税関に次の書類を提出して行ないます。

輸出通関には、書類による審査と現品検査があります。

審査及び検査の結果、さしつかえないとすると、税関により輸出許可書が発行され、貨物の本船への積込みとなります。

5. 貨物の船積

(1) 本船への積込

税関から輸出許可を得ると貨物の本船への積込みが行われます。

船積みが完了すると運送業者は運賃を船会社に支払って船荷証券の発行を受け、これと前記検量証明書にインボイス、パッキング・リスト及び次に述べる海上保険証券をとりまとめ船積書類（船積書類各書類の詳細については後の「機材の引取」の項参照）とし、輸出者即ち事業団へ提出するとともに船積完了の報告をしてきます。供与機材の場合、その船積完了の通知を受けると事業部は、直ちに在外公館あるいは在外事務所を通じファックスでこのことを仕向先に通知し、船積書類を一括外務省を通じて仕向先に送付し貨物の通関引取の際の手続書類とします。なお、空送の場合は、上記船荷証券に対するものはAirway Billであり、また検量証明書はなく、航空会社によるAirway Bill記載の重量がこれに替ります。また、空送による場合は、Airway Billの原本は貨物に同行し、現地航空会社に送られて到着と同時に仕向先に連絡がありますが、事業部からは貨物送付前に搭載機、航行日が決定すると直ちにファックスにより通知を行います。

(2) 危険物の船積

危険物の海上輸送には、船舶安全法に基づく「危険物船舶運送及び貯蔵規則」（運輸省令第30号。昭和32年8月20日。）の規定の適用を受けるもので、この規則は、火薬類、高圧ガス、腐蝕性物質、毒物類、放射性物質などの危険物を12項目に分けて品名を指定し、これらを輸送するときの容器の種類および容量、包装の方法、危険の表示、船舶での積載方法についての規制を定めています。供与機材でも医療用の麻酔薬、研究所での試薬、また事務機器でも複写器用の現像液などが危険物に該当します。危険物を船積みするときは、港湾所属の海運局長の許可が必要であり、本船における積込みにも日本海事検定協会による検査を受けなければなりません。

航空輸送の場合は国内法規もありますが、手続きについては、IATA危険品規則（IATA RESTRICTED ARTICLES REGULATION）に基づく危険物内容証明書（SHIPPERS CERTIFICATION）を作成し届出なければなりません。

6. 貨物の保険

供与機材は、輸送途上の損害に対し補償のための海上保険契約（契約書は空送の場合も同じ）を保険会社と結んでいます。保険の詳細については第4章 1. 2. 「海上保険証券」及び第5章「機材の保険求償」をご参照下さい。

契約後保険会社の発行する保険証券は船積書類の一部となることは前述のとおりです。

第4章 機材の引取

貨物が日本から船積されると、事業団から船積書類（Shipping Documents）一式が外務省を通じ在外公館に送付され相手国政府実施機関に手渡されます。積荷本船が仕向港に到着するとこの船積書類をもって本船からの荷受を行ない、通関手続をし、貨物の引取りを行います。この通関引取りは上記実施機関により、またこれに対する派遣専門家の協力により行われますが、このとき手にする船積書類とはどのようなものか、また、通関引取りはどのように行われるか、以下その概略を記しておきます。

1 船積書類について

船積書類各書類の送付先は表1のとおりです。

表1 船積書類の送付先および保管

船 積 書 類	送 付 先			関係事業部 での保管	備 考
	在外公館	外務省	海外事務 所 または 引取専門 家		
1 船荷証券 又は Airway Bill	Original 1 Duplicate 1 ※Copy 2	Copy 1 Copy 1	Copy 1 Copy 1	Triplicate 1 Copy 1 Copy 1	※Original 1は機材と共に現地 航空会社へ。
2 保険証券	Duplicate 1 Copy 1	Copy 1	Copy 1	※Original 1 Copy 1	※Original 1は保険求償のある 場合に必要のため事業部で 保管
3 検量証明書 (空送の場合はAirway Billがこれに代わる)	※Original 1 Copy 1	Copy 1	Copy 1	Copy 2	※当書は全てが正式Copyであ り、Originalでは最初のCopy を指す。
4 インボイス	Original 1 Copy 1	Copy 1	Copy 1	Copy 2	※当書は全てが正式Copyであ り、Originalでは最初のCopy を指す。
5 パッキング・リスト	Original 1 Copy 1	Copy 1	Copy 1	Copy 2	※当書は全てが正式Copyであ り、Originalでは最初のCopy を指す。

1. 船荷証券 (Bill of Lading) ・ Airway Bill

船会社あるいは航空会社から発行される証券で、貨物が仕向港または仕向空港に到着すると、この引渡しを受けるための証券となります。これには貨物の輸出者名、荷受先 (Consignee)、積荷本船名、船積港および荷卸港が記載され、また、貨物名、梱包荷印、重量、容積、運賃等が示されています (図8)。

空送のAirway Billも各事項の呼称が異なるだけで記載内容は同じですが、貨物は重量のみの表示となり、運賃も海送の場合がドル建であるのに対し、空送は円表示となります (図9)。(なお空送の場合このAirway Billに荷受先の電話番号が記入されると貨物が現地空港に到着したとき引取のための連絡も早く行われるといわれています。)

2. 海上保険証券

輸送される貨物に対し損害保険が付けられます。保険は、船積港倉庫までの貨物価格、輸送費その他保険料を含め必要とする全ての費用を加えた額に、破損や損傷の原因として予想される危険を担保して付けられます。この保険価格や担保する危険については、後述「保険の求償」のところで詳述するのでここでは省略しますが、保険証券にはこれら保険価格や担保危険に加え保険期間、損害があったときの補償方法、そのほか保険の対象となる貨物名、積荷本船、寄航地、積卸港等が記載されます。供与機材の場合、上記担保する危険、保険期間および損害の補償方法については、保険会社と特別約款を結んでおり、保険証券にはこの条項も加えられます。この保険証券 (図10) を仕向先に送るのは写のみとなります。原本は損害があったときの求償手続きのとき必要となるので事業部で保管されます。

3. インボイス

貨物の送り状であり、これには船積港倉庫までの貨物価格 (本邦指定倉庫渡価格) に船積諸掛、保険料および運賃が記入され、これら合計額即ち荷卸港までの運賃保険料込価格 (C I F 価格) が表示されます。貨物に輸送途上の損害があり保険会社に求償する場合、その保険金の算出はインボイスに記載されている貨物の価格により行われます。法規上輸出に際し、日本の税関に提示しなければならない価格は、上記C I F 価格から運賃を除いた本船甲板渡価格 (F O B 価格) ですが、C I F 価格は輸入国において必要とされるものです。インボイスにはこのほか貨物名、積荷本船名、荷卸港等も記載されます (図11)。

4. パッキング・リストおよび検量証明書

インボイスが貨物の品名、数量、価格の明細であるのに対し、パッキング・リストは、貨物の個数ならびに重量・容積の明細であり、輸送上貨物の取扱いに必要とする

書類で、検量証明書はその裏付書類となります。輸出の際のみならず、荷卸港での輸入通関や貨物引取の際における検査および照合のそれぞれに利用されます（図12、13）。

図-8 船荷証券例 (B/L) 例

Consignor JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY		FBL No. TR004130158-02 JP JAFAC NEGOTIABLE FIATA MULTIMODAL TRANSPORT BILL OF LADING 161160 Issued subject to UNCTAD/IOC Rules for Multimodal Transport Documents (IOC Publication 481). IOC	
Consigned to order of CARDIOVASCULAR SURGERY CLINIC SEMMELWEIS MEDICAL UNIVERSITY BUDAPEST, VARSMAJOR UTCA 78X 68. H-1122, HUNGARY		 SCHENKER INTERNATIONAL JAPAN SCHENKER CO., LTD. Y's Bldg., 2-13, Tsukishima 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 104 TEL: (03)5560-8607 FAX: (03)5560-8627	
Notify address SAME AS CONSIGNEE			
VOY 320W	Place of receipt YOKOHAMA CFS		
Ocean vessel HYUNDAI CHALLENGER	Port of loading YOKOHAMA, JAPAN		
Port of discharge HAMBURG	Place of delivery BUDAPEST CFS		

Marks and numbers	Number and kind of packages	Description of goods	Gross weight (KGS)	Measurement (M3)
-------------------	-----------------------------	----------------------	-------------------------	-----------------------

C.S.N.U.
JICA (IN DIA)
BUDAPEST
C/NO.1-2
MADE IN JAPAN

TECHNICAL EQUIPMENT OF J.I.C.A.

2 CASES
=====

(DONATION)

596 3.379

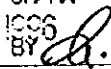
SIDE MARK
----- (RED)

TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

"FREIGHT PREPAID AS ARRANGED"

*O/F US\$ 148.00/M3 US\$ 500.09
*CAF 18.5% US\$ 92.52
*CFS CHARGE ¥ 3,680/M3 JYN 12,435.-
*INLAND CHARGE US\$ 950.00

EXCHANGE RATE @¥106.30/US\$ TOTAL: ¥176,414.-
(SCHENKER HUNGARIA KFT: SZABADKIKOTO UT 5-7 H-1211 BUDAPEST
TEL (1)282211 to the declaration of the consignor

LADEN ON BOARD ON
HYUNDAI CHALLENGER
YOKOHAMA, JAPAN
FEB. 2 1996
BY 

TOTAL: TWO (2) PACKAGES ONLY

Declaration of interest of the consignor
in timely delivery (Clause 6.2)

Declared value for ad valorem rate according to
the declaration of the consignor (Clauses 7 and 8).

NIL	FIRST ORIGINAL	N.V.O.
-----	-----------------------	--------

The goods and instructions are accepted and dealt with subject to the Standard Conditions printed overleaf.

Taken in charge in apparent good order and condition, unless otherwise noted herein, at the place of receipt for transport and delivery as mentioned above.
One of these Multimodal Transport Bills of Lading must be surrendered duly endorsed in exchange for the goods. In Witness whereof the original Multimodal Transport Bills of Lading all of this tenor and date have been signed in the number stated below, one of which being accomplished the other(s) to be void.

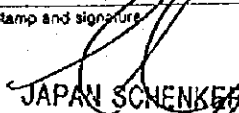
Freight amount AS ARRANGED	Freight payable at TOKYO, JAPAN	Place and date of issue TOKYO, JAPAN FEB. 21 1996
Cargo insurance through the undersigned ☐ not covered ☐ Covered according to attached Policy	Number of Original FBL's THREE (3)	Stamp and signature 
For delivery of goods please apply to: SCHENKER INTERNATIONAL DEUTSCHLAND GMBH 20457 HAMBURG		JAPAN SCHENKER CO., LTD. AS CARRIER

図-9 AIRWAY BILL 例

074 NRT 6555 2804		074-6555 2804															
Shipper's Name and Address JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY TOKYO, JAPAN		Shipper's Account Number															
Consignee's Name and Address KENYA MEDICAL RESEARCH INSTITUTE (KENRI) ATTN: DR. KEITICHIRO AKAI C/O JICA KENYA OFFICE P.O. BOX 50572 NAIROBI, KENYA		Consignee's Account Number															
Issuing Carrier's Agent Name and City CIRCLE FREIGHT INT'L JAPAN INC TOKYO, JAPAN		Accounting Information															
Agent's IATA Code 163 1500 0015		Account No.															
Airport of Departure (Addr. of First Carrier) and Requested Routing TOKYO																	
To AMS		By First Carrier K L															
Airport of Destination NAIROBI		Flight Date KL-563/13															
Handling Information		Currency JPY															
		Declared Value for Carriage NVD															
		Declared Value for Customs NCV															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No. of Pieces PCP</th> <th>Gross Weight</th> <th>Rate Class</th> <th>Chargeable Weight</th> <th>Rate / Charge</th> <th>Total</th> <th>Nature and Quantity of Goods (incl. Dimensions or Volume)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>45.0</td> <td>K Q</td> <td>45.0</td> <td>2,350</td> <td>105,750</td> <td> TECHNICAL EQUIPMENT OF J.I.C.A. MICRO PLATE & OTHERS INV. NO. CH-54-95-027 FREIGHT: PREPAID COUNTRY OF ORIGIN: JAPAN </td> </tr> </tbody> </table>				No. of Pieces PCP	Gross Weight	Rate Class	Chargeable Weight	Rate / Charge	Total	Nature and Quantity of Goods (incl. Dimensions or Volume)	1	45.0	K Q	45.0	2,350	105,750	TECHNICAL EQUIPMENT OF J.I.C.A. MICRO PLATE & OTHERS INV. NO. CH-54-95-027 FREIGHT: PREPAID COUNTRY OF ORIGIN: JAPAN
No. of Pieces PCP	Gross Weight	Rate Class	Chargeable Weight	Rate / Charge	Total	Nature and Quantity of Goods (incl. Dimensions or Volume)											
1	45.0	K Q	45.0	2,350	105,750	TECHNICAL EQUIPMENT OF J.I.C.A. MICRO PLATE & OTHERS INV. NO. CH-54-95-027 FREIGHT: PREPAID COUNTRY OF ORIGIN: JAPAN											
Prepaid 105,750		Other Charges															
Valuation Charge																	
Tax																	
Total Other Charges Due Agent																	
Total Other Charges Due Carrier																	
Total Prepaid 105,750		Total Collect															
Currency Conversion Rates		CC Charges in Dest. Currency															
For Carrier's Use only at Destination		Charges at Destination															
		Total Collect Charges															
		Signature of Shipper or its Agent															
		Signature of Issuing Carrier or its Agent															
		11. DEC, 1995 TOKYO, JAPAN CFI/.TSATOH 074-6555 2804															

ORIGINAL 3 (FOR SHIPPER)

03 1995-01-01 1995-01-01 1995-01-01
KLM 6175-00 94

圖一10 海上保險証券例

ORIGINAL



THE SUMITOMO MARINE AND FIRE INSURANCE COMPANY, LIMITED

HEAD OFFICE : 27-2, SHINKAWA 1-CHOE, CHUO-KU, TOKYO 104, JAPAN. (CABLE ADDRESS : SUMITOMO TOKYO TELEX 2222581 SMTNKK-J)

Assured (9489-JIC)
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION
AGENCY

Invoice No. CH-03-95-11
(Packing List No.)

印紙税申告納付につき京橋税務署承認済

Policy No. 4595-003250

Provisional No.

- Amount insured

¥57,247,000.-

Claim, if any, payable in TOKYO

Conditions

by THIS COMPANY'S HEAD OFFICE
SURVEY SHOULD BE APPLIED AS PER
ATTACHED SPECIAL CLAUSE.

AGAINST ALL RISKS
"120" DAYS IS TO BE INSERTED IN THE
SPECIAL CLAUSE FOR JICA SHIPMENT.

CO-INSURANCE	
SUMITOMO M.	...65%
TOKIO M.	...10%
MITSUMI M.	...10%
NIPPON F.	...10%
KOA F.	... 5%

Local Vessel or Conveyance	Freighting port or place of loading
----------------------------	-------------------------------------

Ship or Vessel HYUNDAI CHALLENGER	Voyage from YOKOHAMA
Arrived at - transhipped at HAMBURG	Thence to BUDAPEST

Sailing on or about
FEB. 21, 1996

Special Clause for J.I.C.A. Shipment

Notwithstanding anything to the contrary contained in the policy, the insurance (excepting coverage against War & S.N.C. risks) shall attach from the time the goods insured are carried into the warehouse or wharfedike at or near to the port of destination, but in no case however the period of cover in such warehouse shall exceed 30 days from the time of arrival of the goods at the warehouse, except in the ordinary course of transit and remain in force until:

(a) the goods are unpacked at the final destination, or

(b) the goods are reloaded on board a conveyance after completing discharge of the goods from the overseas vessel or aircraft at the final port or airport of discharge.

which

Goods and Merchandise	Case Marks and Numbers as per Invoice & / or Packing List No specified above
-----------------------	--

TECHNICAL EQUIPMENT OF J.I.C.A.
(DONATION)

DIAGNOSTIC ULTRASOUND APPARATUS & OTHERS
1 LOT

Claim shall be payable in Yen at Tokyo, but claim for repairing charge &/or replacement purchased in destination shall be payable in the foreign currency at the place named herein by this Company's Head Office in accordance with survey report issued by the report of J.I.C.A. or the representative of J.I.C.A.'s Overseas Office or the Japanese staff of the Japanese Embassy.

Special Replacement Clause

It is hereby specifically understood and agreed that, in the event of loss of or damage to any part(s) of complete unit(s) hereby insured caused by perils covered by the policy, the sum recoverable shall not exceed the cost of such part(s) of complete unit(s) plus charges for forwarding and refitting, if incurred, but subject to the following:

- 1) the charges for forwarding shall include those for forwarding by air provided that this company's approval of such air transport should be first obtained.
- 2) In no case shall the liability of this company exceed the amount insured of the policy.

IN CONTAINER(S) TO BE STOWED ON &/OR UNDER DECK

Valued at the same as the amount insured.

Place and Date signed in:

TOKYO FEB. 16, 1996

Number of Policyholders insured

140

code

80 7991882 09602 43601

Grounding or stranding in the Seas, Panama or the Canal, harbors or tidal rivers not to be deemed a peril under the policy, but the vessel is to pay any damage or loss which may be proved to have directly resulted therefrom.

This Insurance does not cover any loss or damage to the property which at the time of the happening of the loss was or may be insured by or under, but for the exercise of this Policy be issued by any fire or other insurance policy or policies except in respect of any sums beyond the amount which would have been payable under the fire insurance policy or policies had this insurance and policy been in force.

The descriptions to be included in the following groups are shown as follows:

[illegible]

Be it known that

10 In the event of loss or damage which
11 may involve a claim under this insurance, no
12 claim shall be paid unless immediate notice
13 of such loss or damage has been given to
14 and a Survey Report obtained from this
15 Company's Office or Agents specified in
16 this Policy.

In case of loss or damage, please refer to
the "IMPORTANT" clause printed on the
back hereof and act accordingly.

THE SUMITOMO MARINE AND FIRE INSURANCE COMPANY, LIMITED, on behalf of the said Company, have warranted by this policy to the said insured that the said insured is entitled to the said sum insured as at the date specified for the said sum insured.

For THE SUMITOMO MARINE AND FIRE INSURANCE COMPANY, LIMITED

図-10 海上保険保険料計算書例



THE SUMITOMO MARINE AND FIRE INSURANCE COMPANY, LIMITED
HEAD OFFICE : 27-2 SHINKAWA 2-CHOME, CHUO-KU, TOKYO 104, JAPAN. (CABLE ADDRESS : SUMITOMO TOKYO TELEX : 2222091 SMTNKK-J)

Statement of Premium

Assured (94P)-JIC
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY Invoice No. CH-03-95-11
Amount insured
No. 4595-003250 (Provisional No.) ¥57,247,000.-
RECEIVED

Policy No. 4595-003250 (Provisional No.) Amount insured
Claim, if any, payable in TOKYO Conditions
AGAINST ALL RISKS
"120" DAYS IS TO BE INSERTED IN THE
SPECIAL CLAUSE FOR JICA SHIPMENT.

by THIS COMPANY'S HEAD OFFICE
SURVEY SHOULD BE APPLIED AS PER
ATTACHED SPECIAL CLAUSE.

CO-INSURANCE
SUMITOMO M. ... 65%
TOKIO M. ... 10%
MITSUI M. ... 10%
NIPPON F. ... 10%
KOA F. ... 5%

Local Vessel or Conveyance (From (Origin port or place of loading)
Date of Vessel (Vessel from (Selling or about
HYUNDAI CHALLENGER YOKOHAMA FEB. 21, 1996
Arrived at / or shipped at (Thence to
HAMBURG BUDAPEST

Goods and Merchandise (Kind, Marks and Numbers as per Invoice &/or Packing List No. specified above)

TECHNICAL EQUIPMENT OF J.I.C.A.
(DONATION)
DIAGNOSTIC ULTRASOUND APPARATUS & OTHERS
1 LOT

Special Clause for JICA Shipment
Notwithstanding anything to the contrary contained in the policy, this insurance (except coverage against War & S.R.C.C. risks) shall attach from the time the goods insured are carried into the warehouse the place of shipment named in the policy, but in no case however the period of cover in such warehouse shall exceed 30 days from the time of attachment of this insurance, and continue during the ordinary course of transit and remain in force until (a) the goods are unpacked at the final destination, or (b) the expiry of the period mentioned above days after completion of discharge of the goods from the overseas vessel or aircraft at the final port or airport of discharge, whichever shall first occur.

Claim shall be payable in Yen at Tokyo, but claim for repairing charge &/or replacement purchased in destination shall be payable in the foreign currency at the place named herein by this Company's Head Office in accordance with survey report issued by the expert of J.I.C.A. or the representative of J.I.C.A.'s Overseas Office or the Japanese staff of the Japanese Embassy.

Special Replacement Clause
It is hereby specially understood and agreed that, in the event loss of or damage to any partial of complete unit(s) hereby insured caused by perils covered by the policy, the sum recoverable shall not exceed the cost of such parts of complete unit(s) plus charges for forwarding and refilling, if incurred, but subject to the following:
1) The charges for forwarding shall include those for forwarding by air provided that this company's approval of such air transport should be first obtained.
2) In no case shall the liability of this company exceed the amount insured of the policy.

IN CONTAINER(S) TO BE STOWED ON &/OR UNDER DECK

Valued at the same as the amount insured.

Date and Date of issue TOKYO FEB. 16, 1996 Number of Policy/Certificate issued TWO 68 7991882 09602 43601

Accountee/Agent
UTOKU UNYU

KOKUSAI SERVICE AGENCY

Remarks

02/23(9602)

OPF
AH

* The figure(s) of the Amount(s) Insured in Yen or Italian Lira is expressed in terms of Thousand(s).

	¥	Each g	1.00	Amount in total	Rate	57,247	Duty
0.60000	Premium					343,482	
0.02750						15,743	
0.62750						359,225	
Grand Total						359,225	

THE SUMITOMO MARINE & FIRE INSURANCE CO. LTD.

Authorized Signatory

図-11 インボイス例

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

P.O.Box 216, Mitsui Bldg., Shinjuku-ku, Tokyo, Japan.

INVOICE

Consigned to : CARDIOVASCULAR SURGERY CLINIC
SEMMELWEIS MEDICAL UNIVERSITY
BUDAPEST, VAROSMAJOR UTCA 68. H-1122,
HUNGARY

No : CH-03-95-11
Date : FEB. 21, 1996
Shipped per " HYUNDAI CHALLENGER "
YOKOHAMA, JAPAN
from BUDAPEST, HUNGARY
to HAMBURG, GERMANY
via FEB. 21, 1996
on

Shipping Mark :



SIDE MARK (RED)
TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

BUDAPEST
C/No.1-2
MADE IN JAPAN

Export Licence No

Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
C/NO.1-2 (2 CASES)	<u>TECHNICAL EQUIPMENT OF J. I. C. A.</u> (DONATION)		- NO COMMERCIAL VALUE FOR GIFT -	
	DIAGNOSTIC ULTRASOUND APPARATUS & OTHERS	1 LOT		¥55,000,000.-
			OTHER CHARGE	¥1,650,000.-
			SHIPPING CHARGE	¥60,708.-
			FOB JAPAN	¥56,710,708.-
			OCEAN FREIGHT	¥75,429.-
			INLAND TRANSPORTATION	¥100,985.-
			INSURANCE PREMIUM	¥359,225.-
	- DETAILS ARE AS PER ATTACHED SHEET(S) -		CIF BUDAPEST	¥57,246,347.-
		JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY		
		P.F. KIMIO FUJITA	PRESIDENT	

E.&O.E

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

PACKING LIST

from
BUDAPEST, HUNGARY
to
HAMBURG, GERMANY
via
FEB. 21, 1996
on

E. & O. E

図-13 検量証明書例

Certificate No.

01720-49100-82022502

Shipper

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGE
NCY

Forwarding Agent

UTOKU EXPRESS CO., LTD.

Our Ref. No.

YH8229-17317 1348

Page

001-03-0

Date & Place of Issue

YOKOHAMA, FEB. 14, 1996

Date & Place of Measuring and or Weighing

YOKOHAMA
FEB. 14, 1996.

Ocean Vessel

(HYUNDAI)

HYUNDAI CHALLENGER

Voy. No.

320W

(LCL/LCL)

Port of Loading

YOKOHAMA

Place of Receipt

Place of Delivery

Final Destination

Port of Discharge

HAMBURG

Marks & Nos.

Number of P'kgs.

Kind of P'kgs.

Description of Goods

Gross Weight

Measurement

2 CASES

KG

CU. METER

596

3.379

OR LB

CU. FT.

1,314

119-4

DIMENSION

WEIGHT (KG)

MEASUREMENT (CU. METER)

M CM

M CM

M CM

EACH

TOTAL

EACH

TOTAL

L

W

H

DIAGNOSTIC ULTRASOUND APPARATUS & OTHERS

C.S.N.U.

JICA

BUDAPEST

C/NO. 1-2

MADE IN JAPAN

CASE

1	1	1	29	0	85	1	85
2	1	1	33	0	94	1	08

400

2.029

196

1.350

We Hereby Certify that the above measurements of the goods were taken by our measurers solely for reasonable purposes in accordance with the provisions of recognized rules concerned.



NIPPON KAIJI KENTEI KYOKAI

(JAPAN MARINE SURVEYORS & SWORN MEASURERS' ASSOCIATION)

FOUNDED IN 1913 & LICENSED BY THE JAPANESE GOVERNMENT

CERTIFICATE AND LIST
OF
MEASUREMENT AND/OR WEIGHT

HEAD OFFICE:

KAITA BLDG. NO. 9-7, 1-CHOME, MATSUOJIMA
CHUOKU, TOKYO 104
JAPAN

PHONES: TOKYO (03) 3552-1192

FACSIMILE: TOKYO (03) 3555-8277

BRANCHES:

ALL PRINCIPAL PORTS IN JAPAN

II 輸入通関・引取

海送の場合積荷本船が荷揚港に入港してから貨物が引取られるまでの処理手続きについては、それぞれの国の法規等により一概にはいえませんが、原則的には次のような手順によって行われます。なお、空送の場合の通関・引取については手続きの繁雑、簡易の差はありますが、原則として海送の場合と同様のため省略します。

1. 本船の入港通知

本船の荷卸港への入港は、事業部から送られた船積書類にある本船名や貨物の積出日によって、その予定日を大体知ることができますが、他方、現地の船会社あるいはその代理店からも荷受先（前記実施機関）にその予定日の通知がある場合もあります。が事業部より予定日の通知があり次第現地船会社へ照会願います。

2. 貨物の荷卸

本船が入港すると、船長は税関に対し、入港届、積荷目録等を提出します。積荷目録は、積載している貨物の一覧表で貨物の通関に必要とされます。貨物の荷卸しは税関指定の場所で船会社によって行われ、荷卸後貨物は保税地域に搬入されます。

3. 輸入通関

貨物が保税地域に搬入されると荷受者は税関に輸入申告書をもって輸入申告をします。この申告書には付属書類としてインボイスおよびパッキング・リストが添付されます。このほか、船荷証券や海上保険証券も必要とすることもあり、また、国によっては検量証明書、原産地証明書その他の書類も要求されることがあります。供与機材の場合は無償物品であり、輸入税免除の取扱いを行う国が多いので、あらかじめ相手国の受入れ機関、又は、在外事務所等を通じて確認しておくことも重要です。

4. 引取手続の促進

機材の引取手続の迅速化を図るため専門家の皆様にも協力して頂いておりますが、仕向港到着から現地搬入まで30日以上を要する事例は少なくありません。

機材の引取手続きを促進するため次のことに留意する必要があります。

① 引取経費の確保（輸入税等の支払、立替、倉庫料、輸送料、据付費等）

R/D等により供与機材に対する輸入税等は免税となりますが、国によっては相手国の実施機関が輸入税等を関税当局に支払い（又は一時支払い）する場合があります。この他倉庫料（保税倉庫の保管）、国内の輸送料等を予め予算上確保することを相手国政府関係者に確認しておくことが必要です。

② 引取手続（システム）の確立

相手国関係者が引取システムをよく知らないため手続きが遅延する事例がよく

あるので、関係部局間の文書の流れは調査しておく必要があります。また、プロジェクト方式技術協力の場合、現地関係者へもR/Dに記載されている機材引取に関する事項について予め説明しておく必要があります。

③ 事前通関手続（空送）

温度管理品（薬品、ワクチン）、動物等を空送する場合は緊急通関となるため、事業団本部からのファックス等による事前連絡により予め通関手続きをとる必要があります。

④ 保険期間

通常仕向港到着時から海送の場合90日、空送の場合30日を保険の有効期限としているため、現地搬入開梱までそれ以上の日数を要する場合、予め輸送契約時により長い期間を設定するか、あるいは延長する必要があります（第5章「機材の保険求償」を参照）。

⑤ プロジェクトサイトでの荷下ろし

荷下ろしのために必要な人力やクレーン、チェンブロック、フォークリフト等の準備をするとともに、陸揚港での施設も可能であれば確認しておくことも有益です。

III 機材検収調書

機材が仕向先に到着し開梱されたとき機材の検収が行われます。検収は、専門家およびカウンターパートによって行われますが、この際機材検収調書（仕向地用）を作成し、機材の損傷の有無にかかわらず必要事項を記載のうえ事業部宛報告願います。また、検収時には異常がなくてもその後の操作で隠れていた“かし”（瑕疵）が発見されたときもこの調書を使用し報告します。検収調書は機材の受領報告としてのみならず、損傷のあった場合後述するように保険会社あるいはメーカーに対し補填または修理・交換を請求するときの必要書類ともなります。

1. 輸送途上の損害があったとき

機材検収調書（仕向地用 図14）の検収結果については詳細な記載が必要です。とくに損害の明細および損害品の処理に関する所見については保険会社に対する補填請求の手続（第5章「機材の保険求償」を参照）に、また、損害機材の修復補充をいかにするか の取扱いを決める資料ともなるので、できるだけ詳細な報告が必要です。（特に、機材に損害が予想されるときは、まず梱包の荷姿を写真に撮り、次に開梱後、中に入っているダンボール箱についても破損の状況を写真撮影し、更に機材の損傷状況を撮影して検査調書に添付してください。）

2 “かし”が発見されたとき

調達部では機材を購入するときの売買契約で「納品後においても機材に“かし”が発見された場合は速やかに無償で修理または代替品を納入しなければならない」と定めており、この場合専門家からの検収調書は購入先（メーカー）への補償を求める請求資料とするため前項同様詳細な報告が必要となります。ただし、この期間は通常1年間程度です。

○専門家による検収について

機材が相手国政府に供与され、相手国の財産になるのに、なぜ引取時その検収を専門家がしなければならないかという質問をとときどき受けることがあります。供与機材の場合次の理由で専門家がこれを行っています。

- (イ) 要請機材の仕様書の作成は実際には専門家が行っている場合が多い。
- (ロ) 機材は相手国の財産といってもプロジェクト実施期間中もしくは専門家の在勤中、その管理運用はこれら専門家が主体となって実施される場合が多い。
- (ハ) 専門家により機材検収調書の作成および事業部への報告が行われる。
- (ニ) 機材の損害保険は事業団が契約者となっており、機材に損害があった場合の補償手続は、事業団が前項1. の検収調書に基づき行う。

以上の理由に加え、贈送機材の品目、規格または使用に当たっての取扱いについては、専門家はその知識も深く、損傷、欠陥その他の発見も適確に行うことが可能です。なお次に掲げる機材検収調書（仕向地用）の様式は、①調達部用、②事業部用、③プロジェクト用の3部を1セットとしてありますので、①調達部用②事業部用の2部をまとめて在外事務所を通じ事業部あて送付して下さい。

図-14 機材検収調書様式

No. 1

機 材 検 収 調 書

(仕 向 地 用)

年 月 日

国 際 協 力 事 業 団

部長殿

派 遣 国 名 : _____

プロジェクト又は業種 : _____

チームリーダー又は専門家名 : _____

サイン _____

① 調 達 部 用

下記の通り機材を検収したので報告します。

記

1. 便 名 等

(1) 船名 又は 空便名	
(2) 陸揚港 又は 空港到着年月日	年 月 日
(3) プロジェクトサイト到着年月日	年 月 日

2. 検 収 等

(1) 検 収 場 所	
(2) 検 収 年 月 日	年 月 日
(3) 主 要 機 材 名	
(4) B/L (AIRWAY BILL) ナンバー	
(5) 保険証券ナンバー	

3. 検収結果等

(1) 荷姿の状況

調 査 項 目		異状の有無	異状有の場合のケースナンバー及び状況
①	梱包数は INVOICE の表示と 相違ないか	有 無	
②	梱包の外装に破損はあるか	有 無	
③	梱包に一旦開梱した形跡は あるか	有 無	
④	通関における検査の開梱	有 無	

(注) 複写式により各ページ3枚1組で、それぞれ調達部用・事業部用・プロジェクト用として作成する。

(3) 損害品の処理に関する所見

上記損害明細に基づき、次の点に回答のこと

① 現地修理、手直しは可能か 可能な場合、現地での費用概算 機材(車両等)の使用上、現地で 立替え、購入又は修理をした場 合は、購入先等より入手のレジ ートを本調査に添付のこと	
② 日本(もしくは第三国)への返送修理 が必要(可能)かどうか 現地修理が不可能な理由は：	
③ 日本からの技術者派遣が必要か	
④ 修理不可能/ 代替品の手配が必要か その理由は：	

① 調査
部
用

(4) 船荷証券面に貨物状態に関する摘要があれば記入のこと

(5) 税関等現地での貨物受渡時に、貨物状態に関する摘要 (Remark) があれば記入のこと
(出来れば Copy 添付)

(6) そ の 他

第5章 機材の保険求償

機材の輸送途上で発生した損害は、主に荷卸港での引取りのときと、仕向先で開梱検収が行われるときに発見されます。損害には、損傷、破損、滅失等がありますが、直ちにその修理あるいは補充をしなければなりません。この修理、補充に要する費用は保険会社に求償手続きをして補償してもらうことになります。

求償手続きおよび日本で行なう修理補充については、調達部で行いますが、現地での修理補充は派遣専門家の協力を得なければなりません。

以下損害補填についての保険の条件、求償手続その他について記しておきます。

I 保険の条件

保険条件についての各細部の取決めについては、保険契約をするとき申込者が保険会社に、貨物の内容および価格、付保する期間、担保する危険、その他、輸送方法、輸送経路等を示して行われます。これら保険条件につき、事業団では保険会社との間に特約を結び損害に対する補填の万全をはかっておりますが、このうち保険価格、保険金額、保険期間および担保する危険につき、これがどのようなものか記しておきます。

1. 保険価格・保険金額

保険価格は、前述船積書類のインボイスに記載されている機材のC I F 価格と同額であり保険目的の評価額です。

機材の購入代金に船積費用、海上保険料および運賃を加えた機材の購送に要する全ての経費を含みます。保険金額は、損害が生じたときに補填される限度額であり保険価格から算出されます。通常外国貿易で行われている保険金額は、保険価格に輸入者が、輸入品を他に転売するときに得られるであろう利益としてその10パーセントを加算するので保険価格の110パーセントの相当額となりますが、供与機材の場合は保険価格がそのまま保険金額となります。即ち、保険価格の100パーセントの額です。機材の全損の場合は、機材購送に要した全額が保険金となります。

2. 保険期間

保険会社が損害に対し補填責任を負う期間が保険期間です。供与機材では、この保険期間について保険会社との間に次のような特別約款を結んでいます。

○保険期間に対する特別約款

この保険は、貨物が積出港の倉庫に搬入されたときから通常の経路により運送され、最終仕向地において開梱されるまで、もしくは、最終荷卸港において荷卸し完了後90日（空送の場合は30日）間の、いずれか早い方の期間となります。

しかし、上記特別約款中荷卸し完了後の90日または30日については、一応この期間を上限として定めていますが貨物の輸送に当り、経由地または仕向先の紛争などによりその到着が遅れることもあり、また、国によっては荷卸し後の通関手続きに多くの日数を要するところもあります。そのため、事業団ではその時の状況によって判断し、この日数をさらに延長して契約することもあります。延長は30日を単位とし以降60日、90日、120日と定めます。

3. 担保する危険

輸送途上における損害発生の原因となる危険は、荒天による浸水、座礁、火災による破損、盗難、そのほか、港湾のストライキ等いろいろなことが考えられますが、保険契約ではこれらの危険を大別し（1）通常担保される危険、（2）戦争危険・ストライキ危険および（3）追加危険の3つに区分しており、それぞれ、次のような危険を定めております。

（1）通常担保される危険

沈没・座礁・衝突・荒天による浸水等の海固有の危険、火災、強盗、投荷（船舶の遭難を免がれるため船長の命令によって行うもの）及び船長・船員の悪行によるもので、これらの危険は全ての保険契約に適用されます。

（2）戦争危険・ストライキ危険

戦争による危険と一揆・暴動・同盟罪業による危険（通称ストライキ危険）ですが、これらを適用するときは保険会社と別に特約を結び担保とします。

（3）追加危険

雨流水による濡損、不着および盗難不着の損害、不足損、破損、汚損その他自然発火による損害等17項にわたっており、これらの危険の担保も（2）の場合同様保険会社との特約によります。

供与機材は、上記（1）と（3）の危険を合わせた全危険担保条件（A R. : Against all Risks）に（2）の危険（War & S. R. C. C. Risk）を加えたもので、損害の補填には保険契約の可能な範囲であらゆる危険にも対処できるようはかっています。

II 保険求償の手続

損害に対する補填額の請求には、本機材を輸送したときの船積書類（検量証明書を除く。）に仕向先による機材検収調書および修理、補充に要する費用の見積書が必要であり、次のとおりです。

○求償手続きに必要な書類

(1) 保険金請求書（保険会社所定の様式）

(2) 添付書類

(イ) 海上保険証券（原本）（図10-1～2）

(ロ) 船荷証券またはAirway Bill（空）（図8、図9）（写）

(ハ) インボイス（写）（図11）

(ニ) パッキング・リスト（写）（図12）

(ホ) 機材検収調書（仕向地用）（図14）（原本）詳細報告書及び写真を添付

(ヘ) 見積書（原本）

以上の書類のうち、派遣専門家が作成または取付けに当るものは（ホ）機材検収調書と修理、補充を現地でするときの（ヘ）の見積書です。機材検収調書の作成については第4章「機材の引取」の項を参照ください。

送付されてきた機材検収調書その他により、事業部では損害機材の修理、補充が時間的にまた効率の点からいってもどのような方法が最も有利であるかを検討し、補完の方法を決定します。この決定に基づいて調達部では補填の請求額を計算し、上記書類を整えて保険会社に請求を行います。

保険会社での保険金の支払いが決定すると損害機材の補充あるいは修理を日本で行なう場合は調達部が手続きを実施しますが、現地で行われるときは、保険金の送金先は専門家の取引銀行の公金口座に直接振込まれます。この振込金をもって損害機材の修理または補充をすることになります。

なお、現地取引銀行への送金については、その銀行名、所在地、公金口座名および口座番号を上記機材検収調書あるいは見積書の余白に記載してください。

III 機材の再購送

損害機材を日本で修理あるいは新しく購入し再輸送する場合は、本機材を購送するときと全く同じです。ただ、輸送は特別な場合を除き原則として空送によることになっています。

第6章 機材の現地調達

事業団業務のうち、特に技術協力事業では、機材供与費による機材や専門家（青年海外協力隊員を含む）の技術移転に必要となる資機材または調査団が現地調査に使用する資機材を現地で調達する場合があります。

現地調達は、現地に適した仕様になっていることや、十分なアフターサービスが期待されるというメリットがある反面、品質が劣悪であったり、輸入品の場合、価格が割高につくというデメリットがあります。国によっては、まだ十分に信頼のおける品質の資機材が入手しにくいところもありますが、国際間の経済活動が活発になってきている今日は、相当の国で、必要とする資機材を入手することができるようになってきて、専門家や調査団の業務に必要となる資機材を現地で調達するケースが増えています。

I 現地調達の予算

現地調達は予算上次の事業費により行うことができます。

- (1) 現地業務費
- (2) 機材供与費
- (3) 携行機材費

現地調達は、原則として在外事務所が行いますが、実施に際し、在外事務所は所要額を事業団本部に申請し、予算の示達（実施の承認あるいは前渡資金の送金）を受けてから購入手続を行います。

II 臨時会計役について

事業団では物品の購入や代金の支払等の契約あるいは現金もしくは物品の出納事務を扱う者は、会計機関として任命された者でなければ携わることはできません。専門家による現地調達はその任国に在外事務所が設置されていない場合とか、また、あっても遠隔の地にあるときなどに限られます。

専門家が現地調達をする場合も在外事務所と同様で、これを実施するための職務につき事業団から臨時会計役の委嘱が行われます。

臨時会計役の職務は次のように定められています。

- 会計役（職務については臨時会計役も同じ）は、収入については自己の所掌事務につき出納命令役、現金出納役、物品管理役、物品出納役、不動産管理役および債権管理役の職務を担当する。

前後に置かれている規定の関係もあり、一読しただけでは判りにくいと思いますが、要約すれば所掌事務につき前渡された資金の範囲で物品購入等の契約、代金の支払および取得した物品の管理等をしなければならないとされています。

III 現地調達の実施

現地調達の取扱いについては巻末の資料に記す「現地調達の当面の実施指針（通知）」によりますので、同通知に従い在外事務所とも相談のうえ慎重に実施するようお願いいたします。

また、現地調達に関する事業団の規定及び通達は「現地調達の手引」に解説されていますのでご参照下さい。

第7章 機材の管理

1. 携行機材の管理

携行機材は、専門家の技術移転に必要な機材として携行するものですが、このうち購送機材は、原則として供与機材同様、相手国政府へ供与されるものです。

したがって、相手国政府により管理されることとなりますが、専門家が技術移転を行ううえで自由に使用できなければ、その目的が達成されないわけですから、実際には専門家の監督のもとに管理されています。

これら機材の管理には、台帳の様式例（表2）を添付しておきますから参考にしてください。

なお、供与した機材については専門家が任期を終え帰国するに前に、供与先機関の責任者から機材の受領書を受取り、オリジナルを在外公館へ、写を在外事務所と事業部へ提出してください。

2. プロジェクト方式技術協力による供与機材の管理

プロジェクト方式技術協力の基本文書である討議議事録（Record of Discussions）において供与機材については次のように規定されています。

- (1) 技術協力機材供与要請書（A4 フォーム）に基づき日本政府は事業団を通じてプロジェクト運営に必要な資機材を供与する。
- (2) 供与機材は、陸揚港あるいは空港において相手国政府関係当局へC I F 建てにて引渡される時、相手国政府の財産となる。
それらの機材は、日本人専門家との協議に基づきプロジェクト実施のためにのみ使用される。
- (3) 相手国政府は、供与機材の国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費を負担し、国内で課税される関税、国内税及びその他の課徴金の免除に必要な措置をとる。
- (4) 相手国政府は、事業団から供与される機材を除くプロジェクト実施に必要な機材器具、車輛、用具、予備部品の調達及び更新に必要な措置をとる。

以上のとおり、供与機材は相手国政府の財産であり、その管理責任は相手国政府にあります。プロジェクト期間中はプロジェクト実施のためにのみ専門家と相手国政府との協議のもとに使用されることで合意されています。したがって、供与機材の有効活用を図るには、専門家チームは相手国政府関係機関と協力して機材の管理に携わる必要があります。

また、実際上は、機材修理チームの派遣、機材据付指導専門家、機材保守専門家の派遣、補修部品の調達等、機材保守管理に関する多くの措置を日本側でとっています。

しかしながら、相手国関係機関による機材の管理保守体制の整備は、個々の機材の操作指導と同様にプロジェクト運営上重要な課題であります。

具体的には、機材の管理台帳（英文）により、機材の検収、据付組立、定期点検、パーツ類の補充、利用状況、故障と修理状況、設置場所、廃棄等について記録、整理しておく必要があります（通常、機材の場合1台10万円以上を対象とする。）。

この管理台帳は、機材利用状況調査表（表2：本部よりプロジェクトへ要請）の作成の元資料となり、また機材修理専門家等による定期点検時の作業が容易になります。

(160万円以上の機材)

(160万円以上の機材)

(機材利用・管理状況表記載要領)

1. 対象機材（携行機材・一般無償機材を含む）は、消耗品を除き、一品又は一式の単価が10万円以上のものとするが、次の区分に従い、様式1及び様式2に分けて作成する。
なお、一般供与機材、携行機材と一般無償機材とに分けて別葉にて作成する。

(1) 様式1

① 対象機材

車両類（バス、トラック、ジープ、ワゴン、オートバイ等）及び一品又は一式の単価が160万円以上のもの。

② 記入要領

番号は年度別の通し番号とし、関連機材又は設置場所ごとに分類して記載する。
機材名は一般名称とし、（ ）内にメーカー名及び型式（モデル名）等を記入する。
価格は国内購入価格（B/L参照）で万円単位（千円で四捨五入）とする。

備考欄には、機材が十分に活用されていない場合又は使用が困難な状態にある場合等に、その理由及び今後の処理方針（修理の可否他）等の特記事項を記入する。

(2) 様式2

① 対象機材

一品又は一式の単価が10万円以上160万円未満のもの。

② 記入要領

年度別、関連機材又は設置場所等ごとに分類して記載する。機材名は一般名称とし、（ ）内にメーカー名、規格、能力等を記入する。

処分理由欄には、

- 1) 当該期間（1年）内に処分したものがあつた場合にその理由。
- 2) 機材に十分に活用されていない場合又は使用が困難な状態にある場合には、その理由及び今後の処理方針。

3) その他特記事項

を記入する。

なお、処分とは、相手国との合意のうえで相当の理由により廃棄処分したものをいう。

2. 利用状況は、次の区分により記号で表示する。また、定量的な表示が困難な場合は、年間平均の使用時間、走行距離、利用回数等のいずれか適当なものを併せて記入すること。

A：頻繁に使用（日常的に使用）。

B：良く使用（週に1～3回）。

C：特定の時期に集中的に使用（理由を備考欄又は処分理由等欄に記入）。

D：現在のところあまり利用されていない（年3～11回、理由を備考欄又は理由等欄に記入）。

E：特別な理由により使用されていない（理由を備考欄又は処分理由等欄に記入）。

3. 管理状況は、次の区分により記号で表示する。

A：点検整備が十分行われ、常に使用可能な状態で管理している。

B：使用に際しては特段の問題はなく、管理はおおむね良好。

C：整備を行えば使用可能な状態にある。

D：使用は困難な状態である。

R/Dの機材に関する条項 (事 例)

III PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the project as listed in Annex III, through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The articles referred to in I above will become the property of the Government of Thailand upon being delivered c.i.f. to the Thai authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

VII MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THAILAND

1. In accordance with the laws and regulations in force in Thailand, the Government of Thailand will take necessary measures to provide at its own expense:
 - (1) Land, buildings and facilities as listed in Annex V;
 - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
 - (3) Transportation facilities and travel allowance for the Japanese experts for the official travel within Thailand;
 - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in Thailand, the Government of Thailand will take necessary measures:
 - (1) To meet expenses necessary for the transportation within Thailand of the articles referred to in III above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
 - (2) To meet expenses necessary for the operation and maintenance of the articles provided by the Japanese Grant Assistance under the Exchange of Notes as referred to in I. 1. above;
 - (3) To exempt customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in Thailand on the articles referred to in III above;
 - (4) To meet all running expenses necessary for the implementation of the Project.